明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件の一部を訂正する件（総務三七四）　一

○政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同三七五）　二

○政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件の一部を訂正する件（同三七六）

○政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同三七七）

〔公　告〕

裁判所

諸事項

破産、免責、再生関係　三

特殊法人等

独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、平成二十二年度財務諸表（独立行政法人農業生物資源研究所・独立行政法人港湾空港技術研究所）、中日本高速道路株式会社工事一部完了、特定計量器型式承認、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　吾二

地方公共団体

行旅死亡人、公示送達関係　吾九

会社その他

会社決算公告　六一

告示

○総務省告示第三百七十四号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十七条第二項に規定する支部政党交付金の使途等に関する支部報告書及び総括文書について、民主党から訂正の報告があったので、同法第三十一条の規定に基づき、平成二十二年総務省告示第三百五十三号（政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十三年八月八日

総務大臣　片山　善博

〔民主党〕の部民主党岩手県第3区総支部のうち4を次のように改める。

4　支部政党交付金による支出の内訳

経常経費	
光熱水費	8,964,432
備品・消耗品費	263,826
事務所費	2,700,279
政治活動費	6,000,327
選挙関係費	6,035,568
機関紙誌の発行その他の事業費	5,000,000
機関紙誌の発行事業費	1,035,568
宣伝事業費	69,488
計	966,080
〔民主党〕の部民主党岩手県第3区総支部のうち5中	15,000,000
「一件五万円未満の計	
合計	1,984,014
「一件五万円未満の計	2,670,199」を
合計	2,014,094
「一件五万円未満の計	2,700,279」に、
合計	99,568
「一件五万円未満の計	99,568」を
合計	69,488
「一件五万円未満の計	69,488」に改める。
合計	
〔民主党〕の部支部政党交付金に係る報告書の要旨（支部分総括）のうち6を次のように改める。	
6　支部政党交付金による支出の内訳	
経常経費	
人件費	4,496,505,400
光熱水費	2,378,915,520
備品・消耗品費	101,428,052
事務所費	569,219,130
政治活動費	1,446,942,698
組織活動費	2,492,922,618
選挙関係費	364,195,494
機関紙誌の発行その他の事業費	656,052,242
機関紙誌の発行事業費	1,436,031,627
宣伝事業費	428,332,072
その他の事業費	1,003,778,068
調査研究費	3,921,487
その他の経費	36,635,185
合計	8,070
	6,989,428,018